

パブリックコメント実施結果

件名 後期基本計画（素案）
 実施主体 宍粟市総合計画審議会
 事務局 企画部企画管理課
 意見の募集期間 平成22年12月24日から平成23年1月24日まで
 意見募集の方法 持参、郵送、FAX、電子メール
 意見提出者数 3人
 意見提出件数 15件

意見の概要と審議会の考え方
 反映区分
 A：計画等に反映させるもの
 B：計画等に反映済みのもの
 C：今後の参考とするもの
 D：計画等に反映できないもの
 E：その他の感想や質問など

「後期基本計画（素案）」に対するパブリックコメントに寄せられた意見の概要とそれに対する審議会の考え方は次のとおりです。

〔後期基本計画の概要について〕

番号	意見の概要	修正前（H23.2.7）		審議会での意見（H23.2.7）	修正後（H23.2.25）	
		意見に対する審議会の考え方（案）	反映区分		意見に対する審議会の考え方	反映区分
1	自治とは、市民が自治体に要求することではなく、市民が市のために積極的に働くことを意味すると考えます。後期基本計画は、全ての項目において、市民の実践すべき事項が挙げられており、私の考えと同じです。これからは、市民一人ひとりが宍粟市を守るために働かなくてはならないとの自覚が必要で、この計画書は、市民に対する啓蒙の意味でも重要な計画書であると言えます。是非とも、全戸に周知徹底されると良いと思います。	「後期基本計画（素案）P1参照」本市のまちの将来像「人と自然が輝きみんなで創る 夢のまち」の実現に向け、後期基本計画では「市民主体」のまちづくりをさらに推進するために、「市民・事業者等と行政の役割」を新たに設け、それぞれの役割を明確にしております。この度、策定する「後期基本計画書」を幅広く周知することが重要であり、広報やふれあいミーティングなどを活用することが、市民主体のまちづくりへの一歩であると考えます。	E	<ul style="list-style-type: none"> ●「後期基本計画書」を幅広く周知することが重要であり、その周知こそが市民主体のまちづくりへの一歩であると考えられ、「市民主体のまちづくりへの一歩であると考えます。」の後に記述する方がよいのではないかと。 ●予算のことを配慮して、周知にあたっては有効な手段を求めます。 ●反映区分は「E」とする。 	「後期基本計画（素案）P1参照」本市のまちの将来像「人と自然が輝きみんなで創る 夢のまち」の実現に向け、後期基本計画では「市民主体」のまちづくりをさらに推進するために、「市民・事業者等と行政の役割」を新たに設け、それぞれの役割を明確にしております。この度、策定する「後期基本計画書」を幅広く周知することが重要であり、市民主体のまちづくりへの一歩であると考えますので有効な手段を市長に求めます。	C
2	後期基本計画は、よく分かりましたが、前期基本計画では、各項目についてどんな内容で、どこまで達成できたので、後期基本計画の内容がこうなったという総括と流れが分かると、なお素晴らしいと思います。	「後期基本計画（素案）P1参照」前期基本計画の実績については、ホームページ等で公表いたします。また、「どこまで達成できたのか」という点については、前期基本計画では、客観的に検証できる数値目標を設けておりませんでした。そこで、後期基本計画では、「まちづくり指標」を設定し、まちづくりの達成度を客観的に検証できるように目標を明確にしております。	E	1番の整理区分との整合性を図り、反映区分を「E」とする。	変更なし	C

〔第1章 人と人、人と自然にやさしいまちづくり〕

番号	意見の概要	修正前 (H23.2.7)		審議会での意見 (H23.2.7)	修正後 (H23.2.25)	
		意見に対する審議会の考え方 (案)	反映区分		意見に対する審議会の考え方	反映区分
3	飼い犬の散歩の際に糞の始末を充分にしてください。衛生面に問題があります。ビニール袋を持参しているが利用されていない状況があります。	「第5節 生活景観の保全 P16~18参照」 飼い主のマナーについては、取り組みのあらましにも記述しているとおり、ペットのしつけや飼い主のマナー向上の啓発に努めることを明記しています。	B	反映済みであるため、「B」とする。	変更なし	B

〔第3章 健康と福祉を育てる安心のまちづくり〕

番号	意見の概要	修正前 (H23.2.7)		審議会での意見 (H23.2.7)	修正後 (H23.2.25)	
		意見に対する審議会の考え方 (案)	反映区分		意見に対する審議会の考え方	反映区分
4	「地域福祉の充実」は「地域福祉の推進」ではないかと考えます。また、後期基本計画に「地域福祉計画」との整合性や地域福祉計画そのものの記載がありません。	「第6節 地域福祉の充実 P54~55参照」 基本構想における「地域福祉の充実」のもとで、市民、福祉団体及び行政がそれぞれの役割を担い、連携と協働により推進するものと考えています。 総合計画における「基本計画」には、施策の基本的な方針を示します。その基本方針に基づき「地域福祉計画」のような分野別の個別計画を策定し、より具体的な計画を示すこととなります。	E	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画を踏まえて、地域福祉計画が策定されていることから、整合性が図られたものと考えられるため「E」区分の整理であるが、総合計画と個別計画の関係の説明を再検討すること。 ●4、5、6と一体として反映区分を検討すること。 ●地域福祉計画に基づく事業の推進が重要であるから、地域福祉計画の記述を追加してはどうか。 	<p>「第6節 地域福祉の充実 P54~55参照」 「地域福祉の充実」の基本方針は、市民や地域団体等の地域福祉活動に対する理解と参画を促進し、地域団体間、市民間の連帯感の充実を図り、効果的な地域福祉を推進することとなっています。今後は、その基本方針のもと関係団体と連携し展開することを市長に求めます。</p> <p>「行政が果たす役割」の中で追加します。</p> <p>市民だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりに向けて地域福祉計画に基づき、市民、社会福祉協議会、福祉関係団体、行政が連携を強化し、一体となって取り組んでいきます。</p>	C A
5	重点事業として「社会福祉協議会補助事業」、「民生委員児童委員協議会補助事業」、「老人クラブ活動等社会活動促進事業」がありますが、これらの事業は補助金が削減されており、重点事業とは言い難いものがあります。また、老人クラブの事業も見直しがされています。このままでは計画といっても計画にならないのでしょうか。	「第6節 地域福祉の充実 P54~55参照」 後期基本計画から「取り組みのあらまし」を推進するための主な具体的な事業を「重点事業」として表しております。市は限られた財源の中でそれぞれの「めざすまちの姿」の実現に向け、後期基本計画を推進することとなります。なお、重点事業の実施にあたっては、各団体との連携が必要であり、一体となった取り組みとなるよう十分な協議が必要と考えます。	E	<ul style="list-style-type: none"> ●市の厳しい財政状況を表し、重点事業と言えども事業の見直しが必要であることを示す必要があるの考える。 ●個々の具体的な進め方については、今後十分な協議をすることを要望することとし、「C」区分に整理してほしい。 	「第6節 地域福祉の充実 P54~55参照」 後期基本計画から「取り組みのあらまし」を推進するための主な具体的な事業を「重点事業」として表しているが、厳しい財政状況の中においては、重点事業と言えども事業の見直しが必要と考えられます。今後、個々の具体的な事業の進め方については、十分な協議をすることを市長に求めます。	C
6	社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会とのヒアリングが必要ではないでしょうか。	「第6節 地域福祉の充実 P54~55参照」 後期基本方針の策定にあたっては、前期計画期間中に関係団体と連携して取り組んだ事業の実績やまちづくりアンケート結果を踏まえて、基本方針が示されております。	E	連携した事業展開の中で意見を反映した基本計画となっているものとして、反映済みの「B」区分に整理ができる。もしくは、今後、さらに意見の反映を求めることを加えて「C」区分として考えられる。	「第6節 地域福祉の充実 P54~55参照」 連携した事業展開の中で協議し、意見を反映した基本計画となっているものと考えられます。今後、さらに関係団体と連携を図り、意見の反映していくことを市長に求めます。	C

番号	意見の概要	修正前 (H23.2.7)		審議会での意見 (H23.2.7)	修正後 (H23.2.25)	
		意見に対する審議会の考え方 (案)	反映区分		意見に対する審議会の考え方	反映区分
7	「めざすまちの姿」の3行目 「地域福祉」は、学問上も成立しております。「地域ぐるみの福祉」の表記を「地域福祉」に見直しを求めます。	「第6節 地域福祉の充実 P54～55参照」 「地域ぐるみの福祉」という表記は、地域のさまざまな年齢層の市民がお互いに助け合って生きて行くことを大切にするという意味を込めており、加えて、市民に分かりやすいということ使っています。	D	再度、整理すること。	「第6節 地域福祉の充実 P54～55参照」 地域福祉とは、制度によるサービス（公助）を利用するだけでなく、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。その仕組みの構築には、市民・福祉団体・行政がそれぞれの役割を担い、協働により推進していくことが重要であるとし、その意図を表現するために「地域ぐるみの福祉」を使用しています。	D

〔第4章 ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり〕

番号	意見の概要	修正前 (H23.2.7)		審議会での意見 (H23.2.7)	修正後 (H23.2.25)	
		意見に対する審議会の考え方 (案)	反映区分		意見に対する審議会の考え方	反映区分
8	青少年に対し、奉仕の精神で、かつ喜び一杯で働くことを啓発していくことが、宍粟市の発展にきわめて重要だと私は考えています。	「第2節 学校教育の充実 P63～64参照」 奉仕や労働についての教育啓発は重要なことであり、次代を担う子どもたちの育成を図るため、「1生きる力を育てる学校教育の推進」を掲げ取り組むこととしております。現在、中学2年生では「トライやるウィーク」で市内の事業者の協力のもと、5日間の労働体験などを実施しています。	B	質問の意図は学校教育のみならず地域教育、家庭教育など教育全般について指摘があると考える。特に学校教育ということになると、道徳や倫理など人間形成に基本的なことを子どもたちから教育してはどうかという意見であると思う。その点から言えば、適切な回答となっていない。再度検討すること。	「第2節 学校教育の充実 P63～64参照」 奉仕や労働についての教育啓発は重要なことであり、次代を担う子どもたちの育成を図るため、「1生きる力を育てる学校教育の推進」を掲げ、生きる力を身につけられる教育環境のもと、道徳教育や社会体験活動などあらゆる教育をとおして、健やかな心と体を備えた人づくりをめざす取り組みとしています。	B

〔第5章 快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり〕

番号	意見の概要	修正前 (H23.2.7)		審議会での意見 (H23.2.7)	修正後 (H23.2.25)	
		意見に対する審議会の考え方 (案)	反映区分		意見に対する審議会の考え方	反映区分
9	もしもバス河東線を総合病院まで延長し、さらに町内も運行していただきたい。また前日までの予約制となっているが、急な利用に対応できるよう予約時間を緩和してほしい。	「第5節 新しい交通手段の確保 P97～99参照」 路線の拡張については、既存の路線バスとの路線重複区間の運行が認められないことから実現は難しい状況にあります。また、もしもバスの予約時間については、運行ルート確認等の運行準備に時間を要することから、半日前の予約が必要となっております。いずれもすぐに解決することは困難ですが、市民のニーズに配慮してさらに検討することを市長に求めます。	B	高齢化が進むにつれて、このような公共交通の課題が現実としてあり、その課題に向けたご意見や要望を大切にして、今後検討することを求めることとし、「C」に整理してはどうか。	変更なし	C

番号	意見の概要	修正前 (H23.2.7)		審議会での意見 (H23.2.7)	修正後 (H23.2.25)	
		意見に対する審議会の考え方 (案)	反映区分		意見に対する審議会の考え方	反映区分
10	自動車運転免許を有しない方や高齢者へタクシー等の割引券発行を希望します。	「第5節 新しい交通手段の確保 P97~99参照」 高齢者へのタクシー等の割引券発行については、高齢者の関係する交通事故が増加傾向にあり、自家用車からバス利用等への交通手段の転換を推進するなど交通事故防止と環境に配慮した公共交通の利用促進を図ることが課題であり、今後検討することを市長に求めます。	C	9番と10番の意見は関連しており、反映区分を統一すること。	変更なし	C
11	公園を造っていただきスポーツレクリエーションの場が出来るのを楽しみにしております。現在スポーツセンターへ行くのに苦労しております。	「第6節 住環境の整備 (住宅・公園の充実) P100~102参照」 「2 公園・緑地の整備促進」の「地域に密着した公園づくりを推進するため、・・・」を「地域に密着した公園づくりを推進するとともに、・・・」と表記を変更し、具体的な計画については、実施計画を策定する中で検討することになっています。	A	地域に密着した公園づくりには、地域コミュニティの形成の場の意味もあると考える。その意図を表現してはどうか。	「第6節 住環境の整備 (住宅・公園の充実) P100~102参照」 ●「2 公園・緑地の整備促進」の「地域に密着した公園づくりを推進するため、・・・」を「地域に密着した公園づくりを推進するとともに、・・・」と表記を変更します。	A
12	「地域自治・コミュニティ形成の推進」とあるが、「地域自治」というよりも「住民自治」という表現がしっくりくるように思います。	「第1節 地域自治、コミュニティ形成の推進 P109~110参照」 取り組みのあらまし「3 市民参画と協働の推進 ●市民及び市・・・まちづくりの一層の推進を図ります。」の表記に住民自治を意図した整理をしております。	B	承認	変更なし	B

番号	意見の概要	修正前 (H23.2.7)		審議会での意見 (H23.2.7)	修正後 (H23.2.25)	
		意見に対する審議会の考え方 (案)	反映区分		意見に対する審議会の考え方	反映区分
13	社会福祉協議会が実施する事業との整合性もありますので、協議をよろしくお願い致します。	「第2節 NPOボランティア活動の推進P111～112参照」 後期基本計画における基本方針に基づき具体的な事業を計画し、整合性を図ることとなります。	E	今後、意見交換をおこないながら実施させることを求めます。「C」区分として整理しては。	「第6節 地域福祉の充実 P54～55参照」 「地域福祉の充実」を図るうえでは、福祉団体である社会福祉協議会との連携が重要であると考えます。今後、個々の具体的な事業の進め方については、十分な協議をすることを市長に求めます。	C
14	重点事業にある社会福祉協議会補助事業は、県・市ともに大幅な削減方向ですが、これでは推進することにならないのではないのでしょうか。	「第2節 NPOボランティア活動の推進P111～112参照」 後期基本計画では、「取り組みのあらまし」を推進するための主な事業を「重点事業」として表しております。市は限られた財源の中でそれぞれの「めざすまちの姿」の実現に向け、後期基本計画を推進することとなります。なお、重点事業の実施にあたっては、各団体との連携が必要であり、一体となった取り組みとなるよう十分な協議が必要と考えます。	E	5番と整合性を図ること。	「第6節 地域福祉の充実 P54～55参照」 後期基本計画から「取り組みのあらまし」を推進するための主な具体的な事業を「重点事業」として表しているが、厳しい財政状況の中においては、重点事業と言えども事業の見直しが必要と考えられます。今後、個々の具体的な事業の進め方については、十分な協議をすることを市長に求めます。	C
15	まちづくり指標「ボランティア連絡会登録団体数」の目標値において、増加計画になっておりません。再検討をお願いします。連絡会に未加入のグループも考慮すると、平成22年4月で139団体あります。	「第2節 NPOボランティア活動の推進P111～112参照」 ボランティア団体の育成と支援の取り組みでは、活動の中心的となる社会福祉協議会との連携が重要であると考えます。再調整を行い、まちづくり指標を見直します。 【ボランティア入門講座・養成講座参加者数】 H23：130→150 H25：150→180 H27：150→200 【ボランティア登録団体数】 H21：119→135 H23：120→140 H25：120→145 H27：120→150 *ボランティア連絡会登録団体数をボランティア登録団体数に変更します。	A	承認	変更なし	A